

さわやかちば県民プラザ施設ボランティア制度要綱

(目的)

第1条 この要綱はさわやかちば県民プラザ（以下「県民プラザ」という。）において、ボランティアとして活動を希望する者に活動の場を提供するとともに、県民プラザ主催事業や所内整理等効果的な運営を図るために、「さわやかちば県民プラザ施設ボランティア制度」を設けることとし、その運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で「さわやかちば県民プラザ施設ボランティア」とは、次の各分野のボランティアとして県民プラザに登録された者（以下「施設ボランティア」という。）の総称とし、「活動」とは、次の各分野に定める事項とし、その活動は施設ボランティアの自由意志に基づくものとする。

- (1) パソコンボランティア
パソコン実習室における学習者の支援及び主催講座の支援に関すること。
- (2) ビデオボランティア
県民プラザ主催事業等の撮影及び記録に関すること。
- (3) 図書ボランティア
生涯学習コーナーにおける資料・設備の整理に関すること。
- (4) さわやかボランティア
主催事業の運営、施設修繕、環境整備に関すること。

(施設ボランティア担当課)

第3条 施設ボランティアの登録事務は事業振興課が行うものとし、各分野の施設ボランティアに対して、活動に関する事務連絡・調整等を行う。

(登録)

第4条 施設ボランティアの登録を希望する者は、登録の申し込みをする前に、担当課職員から制度の説明を受け、趣旨を了承したうえで、「さわやかちば県民プラザ施設ボランティア活動登録用紙」により、登録を申し込むものとする。なお、個人の申し込みは別記第1号様式（その1）、団体の申し込みは別記第1号様式（その2）を用いる。

2 県民プラザは前項の申込書の提出を受け、施設ボランティアとして登録するものとする。

3 施設ボランティアは申込書の記載事項に変更があった場合は、県民プラザに変更事項を連絡するものとする。

(登録の期間)

第5条 施設ボランティアの登録期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。年度途中で登録した者は、登録日から当該年度の3月31日までとする。

(遵守事項)

第6条 施設ボランティアは、活動にあたり以下の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 選挙運動、営利活動又は宗教の勧誘若しくはこれに類似する行為
- (4) 知り得た個人のプライバシー、機密を漏洩する行為
- (5) 県民プラザの運営を妨害する行為
- (6) その他県民プラザが不相当と判断した行為

(登録の抹消)

第7条 施設ボランティアが次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとし、(3)に該当する場合は、県民プラザは、施設ボランティアの登録を抹消することが

できる。

- (1) 施設ボランティア本人から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 施設ボランティアが死亡したとき
- (3) 施設ボランティアが第6条に違反する行為をしたとき

(報酬)

第8条 施設ボランティアの活動は、無報酬で行うものとする。

(活動報告書)

第9条 施設ボランティアは活動終了後、活動報告書(別記第2号様式)を提出するものとする。

(ボランティア保険)

第10条 施設ボランティアに登録した者は、登録名簿により全員がボランティア保険に加入するものとする。

- 2 保険料は県民プラザが負担するものとする。
- 3 施設ボランティアは、県民プラザから委嘱を受けた事業補助のための活動に参加中(自宅出発後から帰宅までの間)、事故によるケガを起因とする死亡、後遺障害、入院、通院、及び過失により第三者に対し法律上の賠償義務を負った場合に、保険の適用を受けるものとする。
- 4 保険金額等の詳細については、別途定めるものとする。

附則 平成29年4月1日改定
平成30年3月20日改定
令和元年10月7日改定
令和6年3月31日改定